

スズメバチ駆除費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、一般住宅にできたスズメバチの巣の駆除を業者に依頼した場合、駆除費の一部を補助しています。

【補助対象】 一般住宅(賃貸物件を除く)にできたスズメバチの巣の駆除

【補助金額】 駆除費用の1/2(上限1万円)

【必要書類】 ①申請書(町指定の様式) ②駆除に要した費用の領収書 ③写真(駆除前と駆除後)

【駆除業者について】 町内外を問わず、駆除業者であれば補助対象となります。

【その他】 ・申請の期限は、領収書の日付から30日以内になります。

・町職員による駆除は行っておりません。

・上記のほか、通帳(振込先口座)と認印をお持ちください。

・予算額に達した時点で受付を終了します。



町ホームページ

第26回参議院議員通常選挙が行われます

問合せ 選挙管理委員会 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

7月10日(日)は、第26回参議院議員通常選挙の投票日です。

私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を無駄にすることのないよう、ぜひ投票に行きましょう。

●投票時間・投票所について

投票時間は、午前7時から午後8時までです。(第10投票所は午後7時までです。)

投票所は10か所です。郵送される入場券に投票所名が書いてあります。

指定された投票所以外では、投票できませんので必ず投票所の確認をお願いします。

※投票所入場券を紛失しても、投票をすることができます。この場合は、運転免許証又は保険証等の本人確認書類をご持参いただきますと、円滑に受付ができます。

※第1投票所は、以下のとおり変更となります。

【変更前】 丹荘小学校



【変更後】 総合福祉センターいこいの郷(大字関口90番地)



●期日前投票について

投票日当日の時間内に投票できない方は、期日前投票ができます。入場券を忘れずにお持ちください。

期日前投票所	期間	時間
神川町役場 町民ホール	期日前投票実施中～7月9日(土)	午前8時30分～午後8時
神泉総合支所 相談室	7月6日(水)～7月9日(土)	

※お住まいの地域にかかわらず、どちらの期日前投票所でも投票できます。

※円滑な受付のため、入場券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」欄をあらかじめご記入ください。

※感染症対策(混雑を避けた投票)の場合、請求事由は「6.天災・悪天候」を○で囲んでください。

●新型コロナウイルス感染症対策について

お持ちの鉛筆で投票用紙に記入することができます。(ボールペンはご遠慮ください。)

マスクの着用や咳エチケット、来場前後の手洗い等の対策をお願いします。

投票日当日の混雑を避けるため、期日前投票所の積極的な活用をお願いします。



町ホームページ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【国制度】

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

内閣府コールセンター ☎0120-526-145

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への生活・暮らしを支援するため住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円/世帯)を支給します。支給には、手続きが必要です。

すでに令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯は対象外です。また、下記2種類の給付金は、重複して受給できません。

●住民税非課税世帯臨時特別給付金

【対象となる世帯】 世帯全員の令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

(ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯・すでに令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯は対象外)

【申請方法】 対象と思われる世帯に給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しますので、内容を確認して返信用封筒にて提出をお願いします。

【申請期限】 通知を発行した日から3か月以内



町ホームページ

●家計急変世帯臨時特別給付金

【対象となる世帯】 令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

【申請方法・必要書類】 町ホームページをご確認いただくか、町民福祉課福祉担当までお問合せください。

【申請期限】 9月30日(金)

合併処理浄化槽維持管理補助制度をご利用ください

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法において、合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

町では、合併処理浄化槽を適正に管理しているみなさまの負担を軽減するため、維持管理費の一部を補助しています。10人槽以下の家庭用合併処理浄化槽が対象です。

なお、トイレの排水のみを処理するものは「単独浄化槽」であり、補助制度の対象にはなりません。

維持管理とは、保守点検・清掃・法定検査のことをいいます。

・保守点検 ➡ 浄化槽の点検、調整や修理のことです。

・清掃 ➡ 浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の清掃を行うことです。

・法定検査 ➡ 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査です。

【対象地域】 下水道区域(渡瀬・元原の一部・熊野堂の一部)以外の地域

【補助金額】 補助対象経費(保守点検・清掃・法定検査)の合計額の1/2(上限2万円)

【対象期間】 初めて補助金を受けた年度から継続して3年間(申請は毎年必要です)

【申請に必要な書類(申請日から1年以内の書類)】

①浄化槽法第11条による法定検査結果書の写し及び領収書の写し

②清掃に要した費用に係る領収書の写し

③保守点検に係る記録簿(直近2回分)の写し及びこれに要した1年分の費用に係る領収書の写し

※口座引き落としで支払っている場合は、通帳(対象経費が引き落とされている部分)の写しが必要です。

【その他】 上記書類の他に、通帳(補助金の振込先)と認印をお持ちください。



町ホームページ